

相模原市監査委員公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年2月20日に実施した行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年8月9日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 監査対象事務

地域防災計画における応急対策について～風水害等対策を主として～

2 監査の日程

平成28年10月5日から平成29年2月20日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年8月3日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 通信取扱責任者等に対する研修について 【緊急対策課】</p> <p>相模原市防災行政用無線局管理運用規程では、各無線局に通信取扱責任者及び通信取扱者を置くこととされており、総括管理者(危機管理局長)は通信取扱責任者、通信取扱者等に対して、毎年1回以上、電波法や無線設備の取扱方法等について研修を行うこととされている。</p> <p>しかしながら、区本部や現地対策班等の職員を対象に通信機能の確認及び通信の運用方法の習熟を図るための総合通信訓練及び定期通信訓練は実施されていたものの、通信取扱責任者について把握しておらず、電波法や無線設備の取扱方法等の研修は実施されていなかった。</p> <p>災害発生時の情報伝達においては、防災行政用無線の迅速かつ的確な運用が必要不可欠であり、無</p>	<p>平成28年10月5日から平成29年2月20日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>今回の行政監査の結果につきましては、2月28日に課内職員に周知し、関係法令を遵守した適正な事務の執行について周知徹底を図りました。</p> <p>通信取扱責任者の把握につきましては、年度当初に無線局を設置している課又は機関の使用管理者である所属長に対し、通信取扱責任者の指定とその報告を依頼することとし、今年度は4月に無線設備を設置しているすべての課又は機関について、通信取扱責任者を把握しました。</p> <p>また、通信取扱責任者に対する研修につきましては、5月26日から7月21日までの間、無線局の運用に係る法令に基づく通信方法、無線設備の取扱方法の研修及び通信訓練を実施しました。</p>

線設備を取り扱う者は、当然として平常時から無線設備の取扱方法等について熟知しておくことが求められている。今後は、無線設備の確実な管理及び運用について、その重要性を認識するとともに関係諸規程を遵守し、適正に事務を執行されたい。

今後につきましては、災害発生時に円滑な情報伝達が図れるよう、無線設備の取扱方法等の研修及び通信訓練を計画的に実施するとともに、関係法令等の確認を確実に行う等、適正な事務の執行に努めてまいります。